

行田市告示第 2 4 8 号

行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における介護又は障害福祉の分野の人材不足解消を目的に介護又は障害福祉の分野で必要な公的資格等を取得し、事業所に正規雇用された者及び介護又は障害福祉の分野における必要な公的資格等を取得した従業員を雇用する介護又は障害福祉の分野のサービス事業者に対し、予算の範囲内において行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象資格等 別表に掲げる補助金の交付の対象となる公的資格等をいう。
- (2) 事業所 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に規定する指定を受け、それぞれの分野でサービスを提供している事業所をいう。
- (3) 従業員 市内の事業所に勤務している正規雇用労働者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とし、その区分に応じ、それぞれ掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 6 5 歳未満の者

ア 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 補助対象資格等取得日において、6 5 歳未満であること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 行田市求職者公的資格等取得助成金交付要綱（令和 6 年告示第 1 9 6 号）に規定する行田市求職者公的資格等取得助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けていること。

オ 補助対象資格等取得後 1 年以内に、市内の事業所に正規雇用されていること。

(2) 6 5 歳以上の者

ア 市内に居住し、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 補助対象資格等取得日において、6 5 歳以上であること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体から同様の補助金の交付（助成金を除く。）を受けていないこと。

オ 補助対象資格等取得後 1 年以内に、市内の事業所に正規雇用されていること。

(3) 事業者

ア 本市に事業所を置いていること。

イ 従業員が補助対象資格等を取得した際に、その費用を負担していること。

ウ 市税等の滞納がないこと。

エ 行田市中心小企業等人材育成支援補助金交付要綱（令和 6 年告示第 1 9 7 号）に規定する行田市中心小企業等人材育成支援補助金（以下「育成補助金」という。）の交付を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 行田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 1 9 年告示第 7 6 号）第 2 条に規定する受給資格者又は行田市母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業実施要綱（平成 2 0 年告示第 8 6 号）第 3 条に規定する支給対象者

(2) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めた者
（補助対象資格等）

第4条 補助対象資格等は、別表に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資格等に要した受験料、登録料、教材費、講習料等（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1項第1号の65歳未満の者 補助対象経費から助成金を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。
- (2) 第3条第1項第2号の65歳以上の者 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。この場合において、助成金の交付を受けた者は、補助対象経費から助成金を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。
- (3) 第3条第1項第3号の事業者 補助対象経費から育成補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、補助対象資格等を取得した従業員1人につき5万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により申請するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の65歳未満の者 正規雇用された日から3月以内に、行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付申請書兼請求書（個人申請用）（様式第1号の1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア 補助対象資格等の名称、取得日及び取得した者の氏名が分かる書類

イ 助成金の交付決定通知書の写し

ウ 就業証明書（様式第 2 号）

エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 第 3 条第 1 項第 2 号の 6 5 歳以上の者 正規雇用された日から 3 月以内に、
行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付申請書兼請求書（個人申請用）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア 補助対象資格等の名称、取得日及び取得した者の氏名が分かる書類

イ 補助対象経費の支払を証する書類

ウ 就業証明書

エ その他市長が必要と認める書類

- (3) 第 3 条第 1 項第 3 号の事業者 育成補助金の交付決定日から 3 月以内に、行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付申請書兼請求書（事業者用）（様式第 1 号の 2）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

ア 補助対象資格等の名称、取得日及び取得した従業員の氏名が分かる書類

イ 育成補助金の交付決定通知書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の制限）

第 8 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定による申請に対する補助金の交付は、同一年度において 1 回限りとする。

- 2 前条第 3 号の規定による申請に対する補助金の交付は、同一年度において 1 事業所につき補助対象資格等を取得した従業員 3 人を限度とし、同一従業員 1 人につき 1 回までとする。

（補助金の交付決定等）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、行田市介護及び障害福祉分野における人材確保補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要に応じて関係機関等に調査する

ことができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があったときは、当該補助金の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行し、令和7年4月1日以後に取得した補助対象資格等について適用する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象資格等一覧	
介護保険関係及び障害福祉関係資格	介護福祉士
	社会福祉士
	看護師
	准看護師
	理学療法士
	作業療法士
	言語聴覚士
	栄養士
	管理栄養士
	保健師
	介護福祉士実務者研修
	介護職員初任者研修
介護保険関係資格	歯科衛生士
	主任介護支援専門員
	介護支援専門員

	福祉用具専門相談員
障害福祉関係資格	保育士
	精神保健福祉士
	柔道整復師
	あん摩マッサージ指圧師
その他市長が適当と認める資格等	